

宍粟市社会福祉協議会「平成26年度介護員養成研修事業(通学)」実施要綱

- 1 目 的 介護員養成研修事業は、基本的な介護を実践するために必要な最低限の知識および技術を習得することを目的として実施し、介護を必要とする高齢者や障がいを持つ方々が安心してより良い自立生活ができるように支援する質の高い介護員の養成、確保を目指します。
- 2 実 施 主 体 社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会
会 長 森本 都規夫
〒671-4137 兵庫県宍粟市一宮町閏賀 300 番地
TEL 0790-72-8787 FAX0790-72-8788
- 3 研 修 の 名 称 宍粟市社協介護員養成研修事業
- 4 研 修 の 課 程 と 講 義 の 方 法 介護職員初任者研修課程・通学
- 5 受 講 定 員 20名
(受講申込みが10人に達しない場合は、開講しないこととします)
- 6 使 用 教 材 日本医療企画 発行 「介護職員初任者研修課程テキスト」
兵庫県 発行 「訪問介護・介護予防訪問介護の手引き」
- 7 受 講 資 格 介護サービスに従事しようとする方、および従事することが確定の方、ならびに既に従事されている方
- 8 講 義 場 所 一宮保健福祉センター (宍粟市一宮町閏賀 300 番地)
- 9 実 習 場 所 ①訪問介護事業同行訪問
宍粟市社会福祉協議会「ヘルパーステーションみなみ」
(宍粟市一宮町閏賀 300 番地および宍粟市山崎町鹿沢 65-3 番地)
宍粟市社会福祉協議会「ヘルパーステーションきた」
(宍粟市波賀町安賀 232-1 番地および宍粟市千種町室 1060-1 番地)
②在宅サービス提供現場見学
宍粟市社会福祉協議会 通所介護事業所「やすらぎ介護センター」
(宍粟市一宮町閏賀 300 番地)
※実習先、日程に関しては、本会が指定した日程と実習場所から選ぶもの
とします。
- 10 研 修 期 間 平成26年9月6日から平成27年2月15日の間で23日(134時間)
講義・演習等 9月6日～1月8日の間で20日間(120時間)
実 習 1月19日～2月8日の間で2日間(10時間)

振り返り 2月15日の1日間 (4時間)

- 1 1 研修カリキュラム 別紙カリキュラム表のとおり
- 1 2 担当講師氏名 別紙講師一覧表のとおり
- 1 3 受講免除 免除科目はありません。
- 1 4 修了証の交付 研修の全過程修了者に対して、社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会会長が証明書を交付いたします。
- 1 5 研修修了の評価(認定)の方法 全ての過程を受講した方に行う修了評価(筆記試験)で70点以上を獲得した方を修了とします。
- 1 6 欠席者への補講の実施方法 講義、演習等の一部(研修時間数の概ね1割以内)を欠席した方で、やむを得ない事情があると認められる場合については、補講を行うことにより当該科目を修了したこととみなします。この補講は、実習開始前までに行います。
実習を欠席された方については、実習期間中に別途調整を行います。
- 1 7 修了評価が評価基準に満たない場合の再評価 講義・演習等について修了評価が評価基準に満たない場合は、担当講師による指導を2月22日(日)に行い、再評価基準により再評価を行います。
- 1 8 応募期間 平成26年7月15日(火)～8月22日(金)
- 1 9 受講料 70,000円(テキスト代、消費税含む)
- 2 0 申込方法と受講者の決定
- ① 本会指定の申し込み用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込んでいただきます。ただし、定員に達した時点で申し込み受付は終了することとします。
 - ② 受講生の決定後、受講決定通知書を受講生あてに通知します。
 - ③ 受講決定通知書を受け取った受講生は、指定の期日までに受講料を納付していただきます。
- ※受講料が期日までに納付できない場合等は個別に相談に応じ対応します。
- 2 1 解約規定
- ① 受講者からの解約
受講決定後、受講料納付完了から研修開始の前日までに解約を申し出た場合、解約料は受講料の50%とします。
研修開始後に解約を申し出た場合、解約料は受講料の100%とします。

②研修事業者からの解約

天災その他やむを得ない事情により本会が研修を中止、延期する場合は、新たに日程を設定するなど受講者に不利益とならないよう、最善の措置を講じます。

2.2 受講の取り直し

次のいずれかに該当する場合は、受講を取り消すことがあります。

- ① 受講相談・申込時の他、受講中においても、受講適否に関する本会の必要な照会に対して虚偽回答や回答を拒否したとき
- ② 本研修あるいは本会の名誉を毀損または秩序を乱したとき。
- ③ 故意に本会の施設・設備等を毀損したとき。
- ④ 受講証を他人に貸与し、貸与を受けた者が本研修を受講したとき。また実習を受けたとき。
- ⑤ 感染症にかかっている者（なお、感染症の疑いある場合は診断書の提出等により非感染が明らかになるまで、受講を中断して頂く場合があります）。
- ⑥ 講義・実習の進行を妨げるなど、他の受講生の受講・実習の迷惑になる行為を行い、あるいは、講師・職員・実習先の指示に従わず、改善が認められないと本会が判断したとき。
- ⑦ 疾病等により本会が定める研修期間内に修了できないとき。
- ⑧ やむを得ず定められた研修期間内に全ての科目が修了できなかったとき。
- ⑨ 受講者が受講途中に、けが、疾病等になり、受講ができなくなった場合、学習期間の延長は認めることはできないものとする。
- ⑩ 受講決定後、介護業務の遂行に支障を来すと認められる心身の疾患が判明したとき。
- ⑪ 本規程に定める診断書の提出に応じなかったときの他、その他処分を相当とする行為があり、本会がそれを決定したとき。

なお、上記理由により受講取り直しとなった場合は、一切の保証・返金は行わないものとします。

また、感染症等の疾病を有するなど身体状況等と照らし、受講状況に耐え得ることが難しいと本会が判断した場合はその判断のために診断書の提出を求める場合があります。

2.3 個人情報の取り扱い

社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会の個人情報管理の基本方針に基づき、厳正に管理し、この研修の目的以外には使用しません。

2.4 兵庫県への報告

研修修了者名簿を実績報告書に添付し兵庫県に提出します。

2.5 苦情・相談窓口

宍粟市社会福祉協議会担当者 本部 事務局長 山本正幸
TEL 0790-72-8787 FAX 0790-72-8788
Eメールアドレス shakyo@shiso-wel.or.jp

この要綱に定めのない事項で必要があると認める時は、本会会長がこれを定めます。

(附則)

この要綱は平成26年5月1日から施行する。